

西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会委員委嘱の件

西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会委員を次のように委嘱する。

令和 5 年 5 月 10 日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松司郎

1 委嘱委員

学識経験者	伊藤 博章
保護者代表	白石 有紀
関係行政機関職員	中村 みはる
関係行政機関職員	斎藤 信介
関係行政機関職員	牛谷 隆久
関係行政機関職員	弘中 洋介
関係行政機関職員	宮崎 信彰
関係行政機関職員	榎田 浩大
関係行政機関職員	大榎 英行
関係行政機関職員	大崎 圭祐
関係行政機関職員	東 佑樹
関係行政機関職員	中下 直樹
関係行政機関職員	鈴木 徹
関係行政機関職員	山本 肇
関係行政機関職員	島村 知枝

2 委嘱年月日

令和 5 年 5 月 24 日

3 委嘱期間

令和 5 年 5 月 24 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

(参考 1)

○提案理由

西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会設置に伴う委員委嘱

(参考 2)

○西宮市附属機関条例（抜粋）

（委員）

第 2 条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。

2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。

（西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会の特例）

第 4 2 条 第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会（以下この条において「委員会」という。）の委員に委嘱され、又は任命された者の任期は、当該委員の委嘱又は任命の日から当該日の属する年の 8 月 31 日までとする。

2 委員会における第 3 条第 1 項から第 4 項までの規定の適用については、これらの規定中「会長」とあるのは「委員長」と、同条第 1 項、第 3 項及び第 4 項ただし書中「副会長」とあるのは「副委員長」とする。

西宮市立西宮東高等学校教科用図書選定委員会委員

伊 藤 博 章 武庫川女子大学 教授

白 石 有 紀 西宮市立西宮東高等学校 保護者代表

中 村 み は る 西宮市立西宮東高等学校 校長

齋 藤 信 介 西宮市立西宮東高等学校 教頭

牛 谷 隆 久 西宮市立西宮東高等学校 教頭

弘 中 洋 介 西宮市立西宮東高等学校 教諭

宮 崎 信 彰 西宮市立西宮東高等学校 教諭

榎 田 浩 大 西宮市立西宮東高等学校 教諭

大 榎 英 行 西宮市立西宮東高等学校 教諭

大 崎 圭 祐 西宮市立西宮東高等学校 教諭

東 佑 樹 西宮市立西宮東高等学校 教諭

中 下 直 樹 西宮市立西宮東高等学校 教諭

鈴 木 徹 西宮市立西宮東高等学校 教諭

山 本 肇 西宮市立西宮東高等学校 教諭

島 村 知 枝 西宮市立西宮東高等学校 教諭

以 上 15 名